

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----

草地等の適正管理

規範項目47

必須・重要・推奨

安

飼料用米・飼料用稲における農薬使用

飼料用米や飼料用稲は、家畜に給与され生産される畜産物への農薬残留を避けるため、利用形態によって、稲用に登録されている農薬のうち、使用可能な農薬が示されており、また、散布の時期や農薬の選択にも配慮が必要です。

取組事項

- ・ 飼料用米について、出穂期以降の農薬の散布を控えるか、安全性の確認された農薬を使用する。
- ・ 上記の対応が取れなかったときは、粃摺りをして玄米で家畜に給餌する。
- ・ 稲わら及び稲発酵粗飼料についても、残留性に問題ない農薬を用いる。

水稲を飼料用として用いる場合は、稲わらや粃を活用することとなります。稲わらや粃には、農薬が直接かかることから、農薬を同様の使用方法で用いた場合には、玄米中よりも農薬の残留が高くなることが考えられます(図1)。

一方で、稲わらや粃における農薬の残留については、別途「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準」により基準値が定められていますので、基準値を超えないために、より注意が必要です(表1)。

【飼料用米】

出穂期以降、以下の点を守る必要があります。

- (1) 原則として農薬散布を行わない
- (2) 使用する場合は、残留性等の判明している農薬を使用する
- (3) 仮に使用した場合は、粃摺りをして玄米で給餌する

県では、出穂期以降の飼料用米において散布可能な農薬について、「農作物・病害虫雑草防除指針」でまとめています。

【稲わら・稲発酵粗飼料(WCS)】

稲用に登録されている農薬のうち、以下のことが確認されている農薬を使用しましょう。

- (1) 稲わらへの残留性が十分に低いこと
- (2) 稲わらに残留しても牛の乳汁に検出されないこと
- (3) 平成15年以降に実施したWCS用稲での残留性試験や乳汁移行試験により残留性が無いこと

これら農薬について、県では「農作物・病害虫雑草防除指針」でまとめています。

なお、WCSは、当該農薬のラベルに記載されている「収穫〇日前まで」という使用時期の「収穫」が、それらの収穫時期となるため、防除可能な期間が食用稲より1週間～10日程度早まることに留意する必要があります。

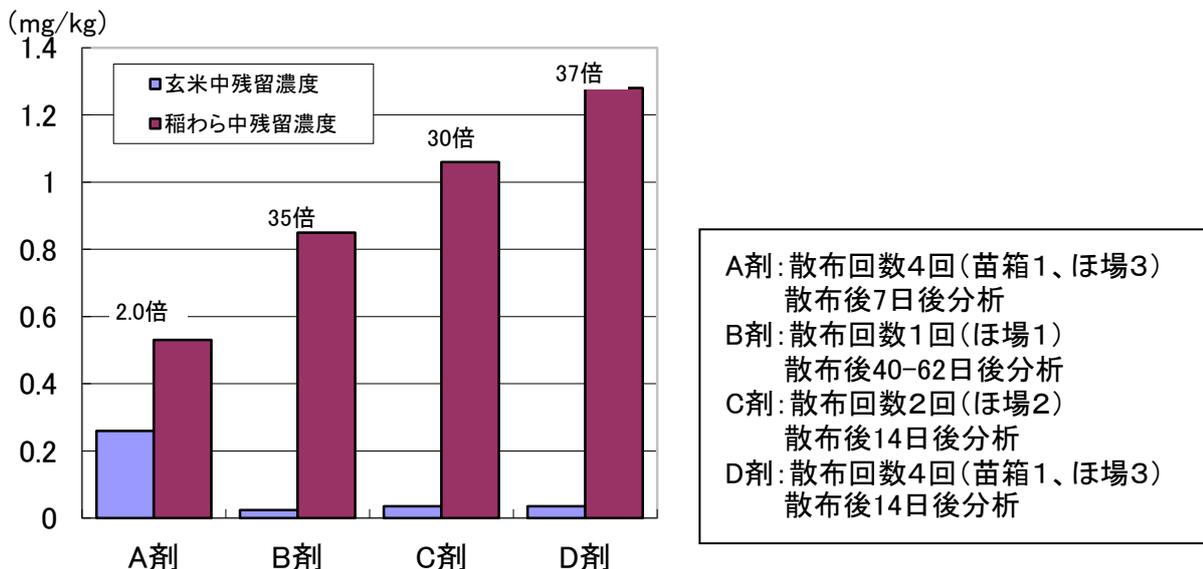


図1 玄米中残留濃度と稲わら中残留濃度
(食品安全委員会 食品影響評価農薬評価書データより作成)

表1 「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準」における有害物質の基準値【抜粋】 (単位: ppm)

区分	有害物質名 ^{※1}	稲わら	稲発酵粗飼料 (WCS)	飼料用米(粳米)	(参考) ^{※2} 米(玄米)の 残留基準値
殺虫剤	イミダクロプリド	10	3	3	1
	ジノテフラン	5	5	-	2
	エチプロール	3	-	1	0.2
	ジノテフラン	10	5	15	2
	スピネトラム	0.7	0.3	-	0.1
	チアメキサム	0.2	0.1	3	0.3
	フィプロニル	0.2	0.1	-	0.01
殺菌剤	アゾキシストロビン	5	1	2	0.2
	オキシリニック酸	10	0.1	3	0.3
	カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル	20	0.1	5	1
	トルプロカルブ	2	1	1	0.3
	フルトラニル	20	5	5	2
除草剤	ペンタゾン	0.3	0.1	-	0.2
	シハロホップブチル	2	0.1	2	0.1

※1: 本県で比較的良好に使われる農薬成分を抜粋した。

※2: 食品衛生法に基づく農薬の残留基準値

■ 稲わら等における残留基準に関する詳細な情報

・独立行政法人 農林水産消費安全技術センター(FAMIC)HP

(http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/63_2050.html)

【根拠法令等】

○ 飼料として使用する粳米への農薬の使用について (平成21年度農林水産省通知)

○ 稲を適用農作物とする農薬を使用した飼料の取扱いについて
(平成21年度農林水産省通知)

○ 稲発酵粗飼料用稲に係る農薬使用について (平成29年度農林水産省通知)